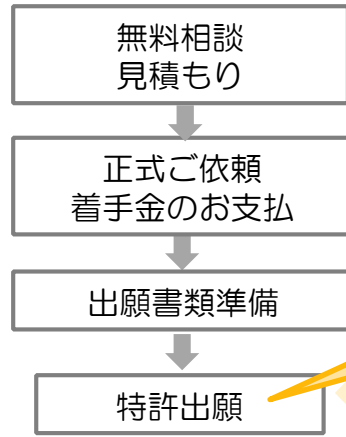
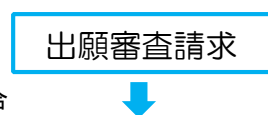


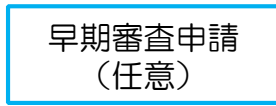
出願～権利化までの流れ



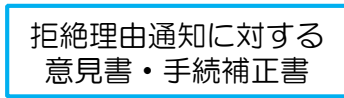
0.95万円(手数料)
15.8万円(印紙代)
計16.75万円
※請求項10項の場合



3万円



10～15万円
※内容に応じて



成功報酬
10万円
+請求項加算
0.5万円/項
(2項目以降)



0.95万円(手数料)
1.23万円(印紙代)
計2.18万円
※請求項10項の場合



<権利取得(出願～特許料納付)までの総費用目安> 約56～82万円
※上記費用のうち、特許庁へ納付する印紙代以外は消費税が課税されます。

特許出願中のお客様へ

出願後～権利化までの流れ、費用、よくある質問をまとめました。

現在、ここまで(特許出願)が完了しています



出願から**1年6ヶ月経過**すると「公開特許公報」が発行され、発明の内容が、出願人・発明者の情報と共に公開されます。

特許出願から**3年以内**に出願審査請求を行うと審査が開始されます。(審査期間:通常約1年) 一方、この期間に出願審査請求を行わなければ、特許出願は取り下げられたものとみなされます。

早期審査申請を行うと、特許庁から最初の審査結果が通知されるまでの期間が**約2～3カ月**に短縮されます。(オプション)

拒絶理由通知書が発行された場合、60日以内に意見を述べたり、出願書類を補正したりします。拒絶理由通知書は、1～2回通知されることがあります。

拒絶理由が解消したと判断されれば、特許査定が発行されます。拒絶理由通知書に示された拒絶理由が解消しないと判断されれば、拒絶査定が発行されます。

指定期間内に3年分の特許料を納付することにより、特許権が発生します。

よくあるご質問

➤ 出願したら、商品に「出願中」の表示を記載していいですか？

はい。「特許出願中」「特許出願済 特願20XX-XXXXXX」等の表記が可能です。

➤ いつ出願審査請求をすればいいですか？

タイミングは様々ですが、侵害されていたり、他者へライセンスを行う予定がある等、権利化を急ぐ必要がある場合にはすぐに審査請求をすることをおすすめします。反対に、今後発明を改良する可能性がある場合や、市場の動向を見極めてから権利化を検討したい場合には、急いで審査請求をする必要はないと考えます。なお、出願することにより先願の地位が守られます(本件より後に出願された、同じ内容の発明を排除できる)ので、出願のみでも十分に意味があります。

➤ 出願人の名称や住所が変わりました

出願後に、出願人名称や住所に変更があった場合、速やかに特許庁へ手続きを行う必要がございます。名称変更、住所変更とも、それぞれ弊社手数料10,000円(税別)にて申し受けております。また、名義を変更する場合には別途手続きが必要となりますので、事務担当へお問い合わせください。

➤ その他、外国出願等を検討されている場合にも、お気軽にお問い合わせください。